

# 新型コロナウイルス感染症

## 岐阜県の「非常事態宣言」に伴う感染防止対策のお願い

令和2年4月10日に岐阜県より発令されました「非常事態宣言」において、岐阜県知事から以下のとおり市民の皆様へ感染防止対策の依頼がありましたのでお知らせいたします。

### オール岐阜での感染防止対策

#### ① 県民への依頼

全ての県民に対し以下の点の徹底を図る。

- 外出の自粛の徹底（「STAY HOME」）
- 人との距離を保つこと（「SOCIAL DISTANCING」）

- ・ 医療機関への通院、食料、医薬品、生活必需品の買い出し、職場への出勤など、生活の維持に必要な場合を除き、平日・週末問わず、また早朝・昼・夜・深夜を問わず、外出を自粛すること。
- ・ 外出する際は、自分を守り、大切な人を守るため、「うつらない」「うつさない」ようマスク着用を徹底すること。
- ・ 外出した際、不特定多数の方が触った可能性のある物（つり革、ドアノブなど）を触った場合は、必ず手洗いをする事。
- ・ 人と接する場合は、可能であれば2メートル程度の距離を保つこと。
- ・ 特に、感染リスクが高まる3つの条件（密閉空間・密集場所・密接場面）が揃う場<sup>（注）</sup>を徹底的に回避すること。  
（注）ナイトクラブ等接客を伴う飲食店、料理店、合唱団及びスポーツジム、カラオケ、ライブハウス、ダンスサークルや卓球など呼気が激しくなる室内運動の場など、感染の恐れが高い場所を避けること。
- ・ 少人数の集まりであっても、消毒やマスク着用、換気といった感染防止対策が徹底できない場合は取りやめること。
- ・ 企業においては、テレワークを積極的に活用し、できる限り在宅勤務を行うなど、通勤を最小限に留めること。
- ・ 検温をはじめ、自らの体調確認を心掛け、体調不良の場合は、無理せず外出・出勤しないこと。
- ・ 県広報やコールセンターを活用し、感染者に関するあいまいな情報や風評に惑わされないこと。

- ・ 医療機関、スーパー、コンビニエンスストア、金融機関など県民生活の維持に必要な施設は営業されることから、買い占め行為を慎み、冷静に行動すること。
- ・ 国の緊急事態宣言対象区域の7都府県への往来は自粛し、7都府県に在住の家族や友人、仕事関係の方等についても不要不急の帰省や出張、来訪等を控えること。また、帰省した際には、健康状態を注意深く観察すること。

## ② 感染拡大の恐れのある事業者への依頼

全国的にクラスター発生の原因となっていることに鑑み、上記（注）の事業者に対し、以下の感染拡大防止策の徹底を図る。

- ・ 利用者の入場時の手指消毒
- ・ 不特定多数の方が接触する部分（ドアノブ、マイク、スイッチ、トイレなど）のこまめな消毒
- ・ 利用者の3密（密閉・密集・密接）を避けるための配慮（定期的な換気）
- ・ 従業員の健康チェック・感染防止教育
- ・ 店舗の開店時間の短縮、規模の縮小、休業等

※『新型コロナウイルス感染症「非常事態」総合対策』より抜粋